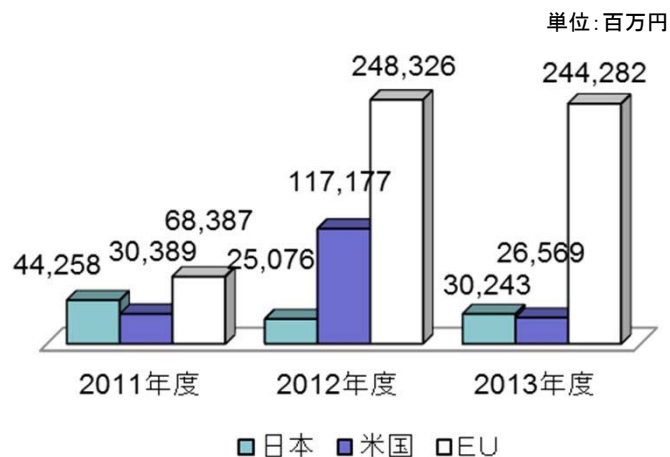


## (参考) 日米欧における競争法違反事件の処理状況等

(注) 2014年9月現在  
(出所) 米国: 司法省ウェブサイト, EU: 欧州委員会ウェブサイト

## 1. 法人への制裁金等の額

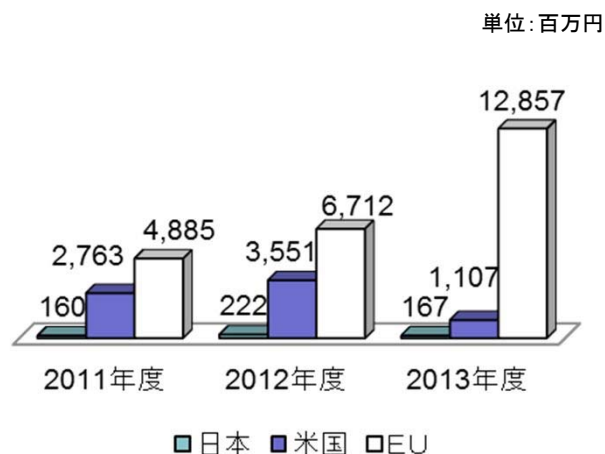


(注1) 日本及びEUについては、カルテル・談合に係る課徴金・制裁金の額、米国については、事業者に対する全ての罰金の額。

(注2) 米国及びEUについては、2011年度及び2012年度について、財務省貿易統計における外国為替相場(2011年度: 2011年の年平均レート, 2012年度: 米国は2012年の年平均レート, EUは適用期間2013年9月22日から2013年9月28日までの週平均レート)、2013年度については、日本銀行発表の東京外為市場における2013年の年平均レートを基に円に換算。表2も同様。

(注3) 「年度」の期間については、日本: 4月1日~3月31日, 米国: 前年10月1日~9月30日, EU: 1月1日~12月31日である。表2及び表3も同様。

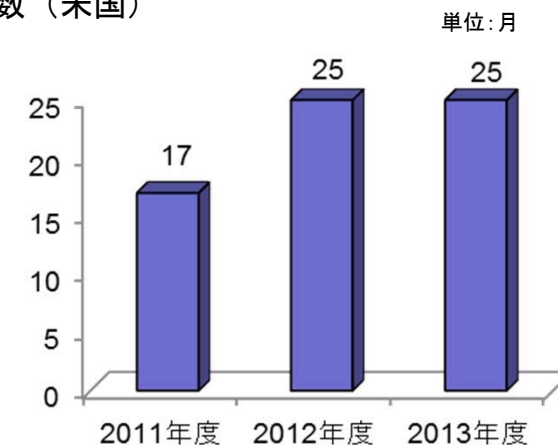
## 2. 事業者当たりの制裁金等の額



(注1) 日本及びEUについては、カルテル・談合に係る課徴金・制裁金の累計額を対象事業者で割ったもの。

(注2) 米国については、事業者に対する全ての罰金の累計額を対象事業者で割ったもの。

## 3. 刑事罰の対象となった個人の平均収監月数(米国)



(注) 2011年度には冷却用コンプレッサーに係るカルテル及び自動車用部品に係るカルテルについて、2012年度及び2013年度には自動車用部品に係るカルテルについて、それぞれ邦人幹部が刑事訴追されている(当委員会が把握しているものに限る。)

4. 米国及びEU当局から受けた高額な罰金額・制裁金  
日本企業上位5社

## (1) 米国

No.	対象商品	罰金額(\$)
1	自動車用部品(2012年)	4.7億
2	自動車用部品(2014年)	4.3億
3	自動車用部品(2011年)	2.0億
4	自動車用部品(2013年)	1.95億
5	自動車用部品(2013年)	1.9億

## (2) EU

No.	対象商品	制裁金額(€)
1	TV用ブラウン管(2012年)	2.5億(※1)
2	自動車用部品(2014年)	2.0億
3	ファスナー・取付金具(2007年)	1.5億
4	自動車用部品(2013年)	1.3億
5	TV用ブラウン管(2012年)	1.1億(※2)

(※1) うち8674万は子会社の日本企業及び他の日本企業と、789万は子会社の日本企業とそれぞれ連帯して責任を負う。

(※2) うち8674万は他の日本企業と連帯して責任を負う。

## 5. 米国及びEU当局から受けた高額な罰金額・制裁金 企業別上位5社

## (1) 米国

No.	対象商品	対象事業者	罰金額(\$)
1	ビタミン(1999年)	スイス企業	5.0億
1	液晶ディスプレイパネル(2012年)	台湾企業	5.0億
3	自動車用部品(2012年)	日本企業	4.7億
4	自動車用部品(2014年)	日本企業	4.3億
5	液晶ディスプレイパネル(2009年)	韓国企業	4.0億

## (2) EU

No.	対象商品	対象事業者	制裁金額(€)
1	自動車用ガラス(2008年)	フランス企業	7.2億
2	TV用PC用ブラウン管(2012年)	オランダ企業	7.1億(※1)
3	TV用PC用ブラウン管(2012年)	韓国企業	6.9億(※2)
4	金融派生商品(2013年)	ドイツ企業	4.7億
5	ビタミン(2001年)	スイス企業	4.6億

(※1) うち3.9億は、韓国企業と連帯して責任を負う。

(※2) うち3.9億は、オランダ企業と連帯して責任を負う。